差止請求書

2019年8月22日

東京都渋谷区渋谷1-8-5 ロータシア製薬株式会社 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体 特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク 理事長 野々山 宏 (弁護士) 〒604-0847 京都府京都市中京区烏丸通二条下ル 秋野々町529番地ヒロセビル4階

電 話 075-211-5920 FAX 075-746-5207 (担当) 理事・事務局長 長野浩三(弁護士)

当NPO法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、2007年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当NPO法人は、貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として本差止請求書を 差し出します(従って、本書が貴社に到達すべき時期から1週間を経過した後には、景 品表示法30条の定める差止請求に係る訴えを提起することができます。)。

本差止請求に対する貴社の対応を、本書到達後1週間以内に、書面をもって当NPO 法人宛連絡下さい。回答の有無及び内容は公表することがあります。

(請求の要旨)

当NPO法人は、貴社に対し、下記表示媒体において、下記対象となる商品につき、主位的に、下記対象となる表示1記載の表示を行うことの停止を請求するとともに、予備的に、下記対象となる表示2記載の表示を行うことの停止を請求する。

(表示媒体)

貴社ウェブサイト

(対象となる商品)

「マヌカジンセン」

(対象となる表示1)(主位的請求)

対象となる商品を「無料」,「1袋分が無料」,「1袋分を無料割引で申し込む」等と表示し、対象となる商品を初回1袋分だけ無料(送料別)で購入可能であるかのように示す表示。

(対象となる表示2)(予備的請求)

対象となる商品が「無料」と表示されているすべての箇所の直前に、「無料」の表示の少なくとも半分以上のポイントで、さらに20袋3万9600円(税込)で購入が義務付けられ最低支払総額が3万9900円(税込)となることを表示せずに、対象となる商品を初回1袋分だけ無料(送料別)で購入可能であるかのように示す表示。

(紛争の要点)

1 貴社が、ウェブサイトにおいて販売する「マヌカジンセン」(以下「本件商品」という。)を、「スラトクコース」で購入する場合、貴社ホームページ上では、上記対象となる表示によって、初回1袋だけ無料(送料300円)で購入可能であるかのような広告がなされている。しかし、実際は、「スラトクコース」では、最低2回(合計21袋分)の購入継続が条件とされており、2回目以降の料金は3万9600円(税込)であるから、最低3万9600円(税込)分の対象商品を購入する必要がある。従って、初回1袋分のみ無料(送料300円)での購入が可能であるかのような取引条件の表示は、実質的に見れば、実際のもの(21袋分を3万9600円(税込)で購入)とは異なる表示である。

そして、2回以上の継続購入の条件に関する記載は、貴社のホームページ上、本件商品の購入手続に進むための緑枠の下に、「無料」、「1袋分を無料割引で申し込む」という表示のポイントと比べて著しく小さい記載があるのみである。従って、消費者は、継続購入の条件を見ないままに、購入手続に進む可能性が高い。

また、貴社ホームページで、「マヌカジンセン」を申し込んだ場合の「ご注文確認」 画面では、本件商品を1個0円(送料300円)で購入したことが表示されるにすぎず、定期購入の条件の記載は、その下にポイントが小さい文字で記載されているにすぎない。このような記載をすることで、消費者に初回1袋分だけ無料(送料300円)で購入できるとの誤認を助長・強化している。

初回お試しをうたっている他の事業者の広告を見ても、初回の割引価格での購入と、2回目以降の継続的購入は完全に切り離されているのが通常である。貴社のように、継続購入の条件を附帯させておきながら、初回のお試し購入を強調して表示することは、他の事業者が従来行ってきたお試し商法によって消費者に浸透した「初回お試し」広告に対する一般的な認識を悪用するものである。

- 2 従って、貴社ホームページの表示は、本件商品を初回1袋分だけ無料(送料300円)で購入可能であるかのように示す点で「商品…の取引条件について、…実際のもの…よりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示」(景品表示法30条1項2号)に該当する。
- 3 よって,当法人は,貴社に対し,上記表示につき,景品表示法30条1項に基づき, その停止を請求する。

(訴えを提起する予定の裁判所) 京都地方裁判所